

パブリックコメント(意見募集)結果

「第2期大館市子ども未来応援計画」(案)についての意見募集(パブリックコメント)の結果は、次とおりです。

1. 募集期間：令和5年2月15日(水)から令和5年2月28日(火)まで
2. 閲覧場所：大館市ホームページ、大館市福祉部子ども課、比内総合支所市民生活係
田代総合支所市民生活係
3. 意見提出方法：郵送、直接提出、ファクス、電子メール
4. 意見提出者数：2人
5. 意見件数：3件
6. 意見の内容と市の考え方

意見 No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>① ひとり親世帯の収入が低い原因の一つには、離婚時に養育費を請求していないことがあると思います。これは制度を知らず詳しく調べることが難しい現状があるためです。</p> <p>そこで、離婚調停専門の弁護士を市費で常時配置し、いつでも相談に行ける環境を作ることが改善につながるのではないかと提案します。それが無理なのであれば、制度のメリットや進め方、過去の判例、よくあるQ&Aなど書かれたパンフレット・冊子を離婚した方に提示することはできないでしょうか。</p>	<p>本市では子ども課に「大館市子ども家庭総合支援拠点 ほっと」を設置し、家庭や子育てに関わる様々な相談に対応しています。「支援拠点ほっと」では離婚してひとり親となったかたや離婚を考えているかたからの養育費に関する相談にも対応しています。ご意見にある通り、離婚時に養育費を請求していないかたもいらっしゃいますが、請求しない理由としては様々な個別の事情があります。</p> <p>「支援拠点ほっと」では、ひとり親になられたかたの各種制度手続き時や児童扶養手当現況届受付の際などに養育費の有無を確認し、養育費を請求されていないかたについてはパンフレット等を活用しながら、個々のご事情に合わせた相談対応をさせていただいています。また、養育費請求に係る法的手続きに要する費用については、秋田県が実施している「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を活用し、費用負担を軽減する支援を行っております。</p> <p>離婚調停専門弁護士の常時配置による相談環境の整備については、現時点では難しいことから、まずは「支援拠点ほっと」や無料法律相談をご活用いただきたいと考えています。</p>

意見 No.	意見の内容	市の考え方
2	<p>① 今、話題になっているヤングケアラーの課題について記載が必要でないでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーという定義が難しく、家族をケアしなければならなくて、自分がやりたいことが自由にできない状況にある子どもたちであると考えます。自主的に家族のためにお手伝いしている子どもとの区別がつかなくて、自分がヤングケアラーだという自覚がない子どもたちもいるのではないのでしょうか。そういった状況にある子どもたちへの支援が必要だと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、ヤングケアラーと貧困は切り離せない問題であり、本計画でもヤングケアラーを含む困難な状況にある子どもたちを想定していますが、今回の調査のみではヤングケアラーの実態をつかめないことから、今後の相談業務の中でヤングケアラーを念頭においた支援に努めるとともに、学校や各関係機関と連携しながら実態把握について検討していきます。</p>
	<p>② 子どもの学習・生活支援事業について</p> <p>福祉センターで行っているこの事業についても、貧困の連鎖を防ぐ重要な事業であると思いますので、記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>事業No.16 (P.67)にて事業内容を記載しておりますが、事業名称を「学習支援事業」から「大館市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」に訂正します。</p>